

第4章 地盤の沈下

1. 概 要

地盤沈下は、私達の生活基盤である大地が徐々に沈下し、構造物の破壊や排水不良、それに伴う浸水等を引き起こし、広い範囲にわたって、直接、私たちの生活環境に影響を与え、しかも一旦沈下した地表面が元に戻ることはまれです。

地盤沈下の原因には次のようなものがあると考えられており、これらが単独又は複合して作用し地盤沈下を引き起こします。

- ① 地下水の汲み上げ
- ② 天然ガスのかん水の汲み上げ（当市には該当施設はありません。）
- ③ 表層部分の自然圧密
- ④ 地殻変動
- ⑤ 重量物による圧密

このうち①と②は人為的要因、③～⑤は自然的要因で、当市においては市の中央を東西に横断する標高20m程度の洪積台地*では地盤沈下がほとんど見られませんが、台地周辺の平坦な沖積低地*では、昭和40（1965）年頃からの宅地開発に伴って局地的に沈下が起こりはじめ、特に昭和53（1978）年には市の北側に位置する久寺家地区において大きな沈下が認められました。

このような状況を背景に、千葉県をはじめ当市では地盤変動の状況を監視するため、図4-3に示すとおり市内全域14ヶ所に「精密水準点*」を設置し、定期的に精密水準測量を行うとともに、地下水を採取していた久寺家地区については、昭和54（1979）年度から地盤変動量の他に地下水位の測定、土質調査等の詳細な観測調査を続け、さらに、昭和61（1986）年度からは青山地区においても調査しましたが、現在は市全域で地盤沈下が見られなくなったことから、平成20（2008）年度末までに両地区での調査を終了しています。

今後は、沈下原因の一つである地下水の汲み上げについて、毎年、千葉県環境保全条例に基づき揚水量調査を行い、過剰な地下水採取を規制することで地盤沈下の防止を図っていきます。

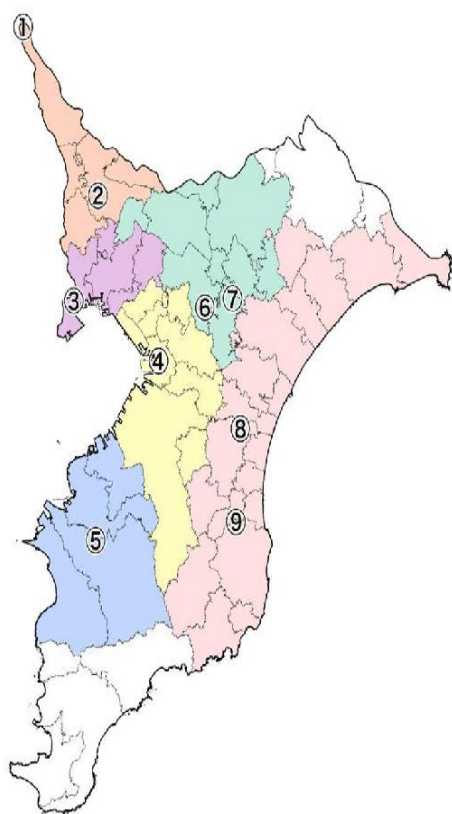
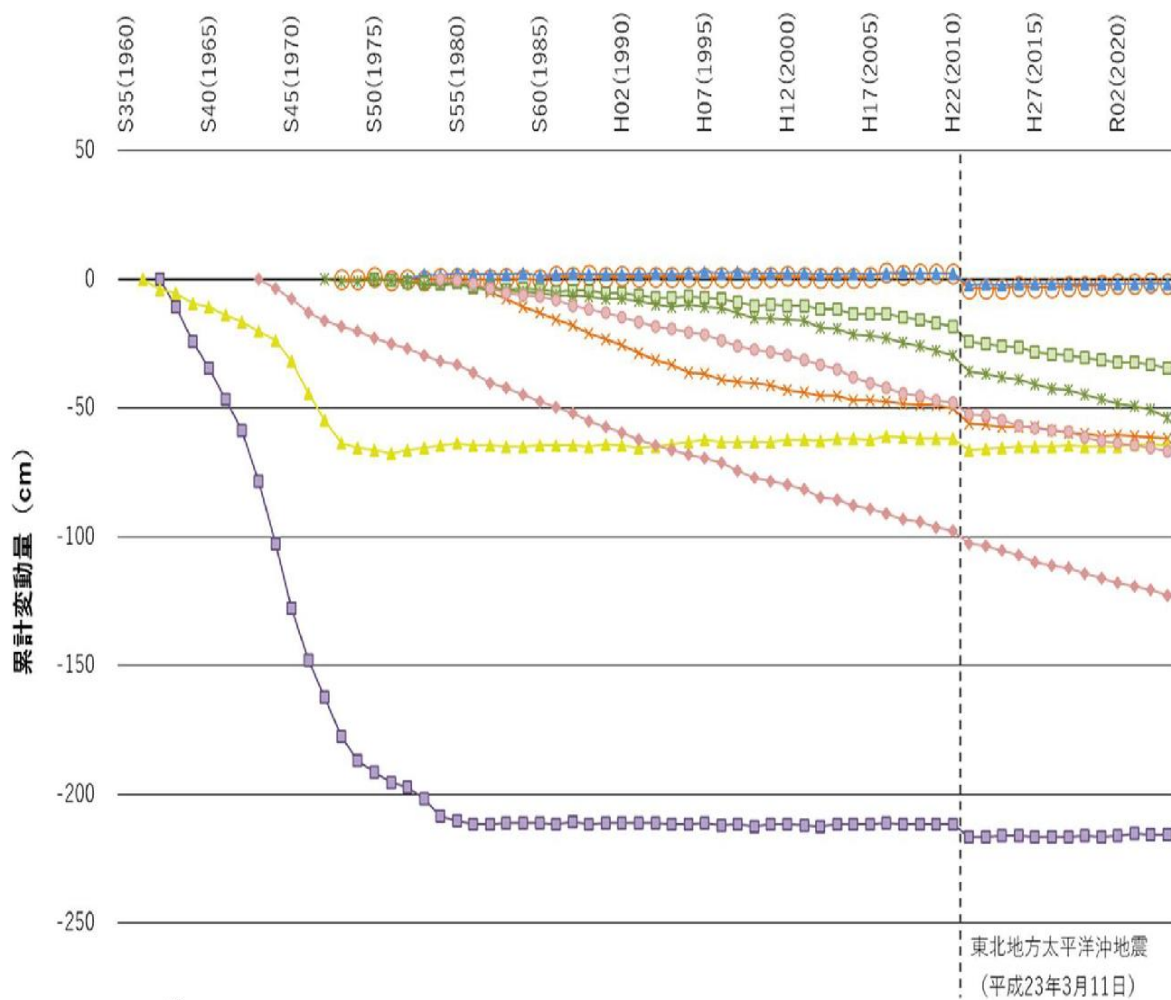
2. 現 況

（1）千葉県内の現況

千葉県では、毎年、水準測量を実施し、地盤沈下の状況を監視しています。

令和5（2023）年の水準測量による地盤変動を図4-1に、経年変化を図4-2に示します。令和5（2023）年の測量実施面積は県全体の約6割にあたり、東葛地域、葛南地域、千葉・市原地域、君津地域、北総地域、九十九里地域（47市町村）の3,071.0km²です。このうち地盤沈下した地域の面積（地盤沈下面積）は3,071.0km²（調査面積全体の95.7%）であり、前年調査結果の1,819.9km²（調査面積全体の56.7%）に比べて1,251.1km²増加しました。

これを変動量別面積で見ると、2cm未満の地盤沈下面積は2,771.1km²で、前年の1,804.7km²に比べ966.4km²増加しました。2cm以上4cm未満の地盤沈下面積は299.9km²で、前年の15.2km²に比べ、284.7km²増加しました。4cm以上の地盤沈下は、前年同様見られませんでした。



- ①東葛地域 (野田市〔旧関宿町〕)
- ②東葛地域 (柏市)
- ③葛南地域 (市川市)
- ④千葉・市原地域 (千葉市中央区)
- ⑤君津地域 (君津市)
- ⑥北総地域 (佐倉市)
- ⑦北総地域 (八街市)
- ⑧九十九里地域 (茂原市)
- ⑨九十九里地域 (いすみ市)

図 4-2 各地域の地盤沈下の推移

(2) 我孫子市内の現況

市内の精密水準点の位置は図4-3、地盤変動量は表4-1のとおりです。

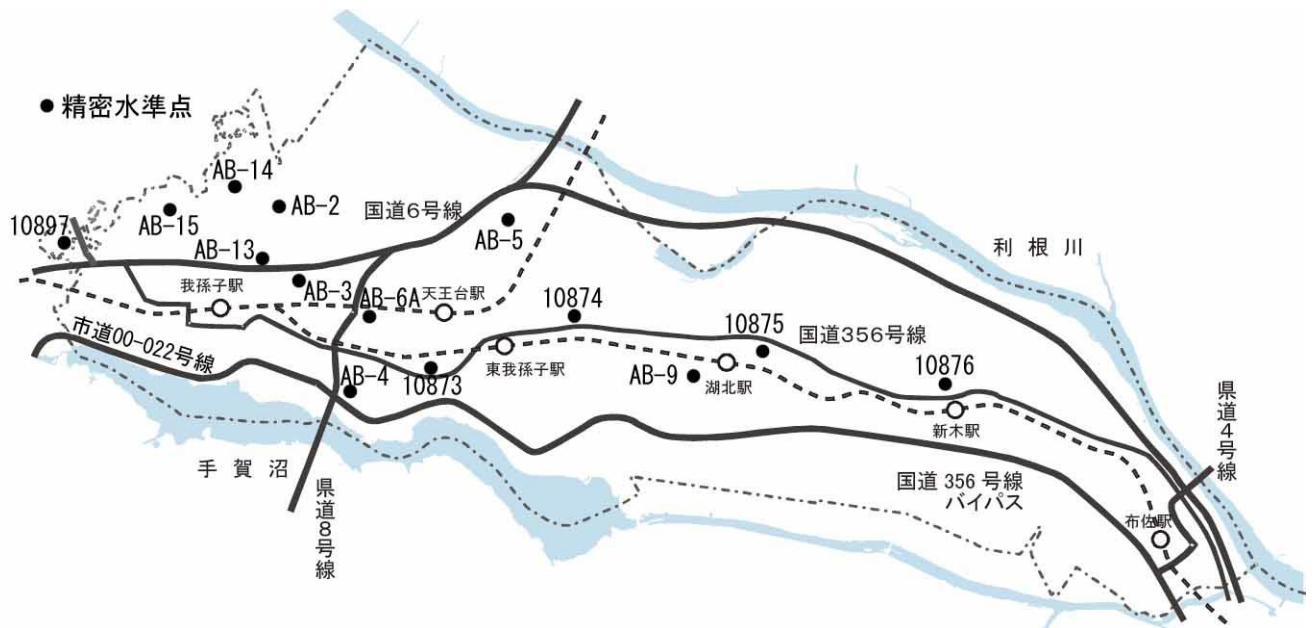


図 4-3 精密水準測量位置図

表 4-1 水準点の経年変動量

標石 番号	所 在 地		観測 開始 年月日	開始時 の標高 (m)	改正時 (S55)の 標高(m)	年変動量(mm)								R6年1月 の標高 (m)
	町名番地	目 標				H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	
10873	高野山537	我孫子中学校	51. 1. 1	19. 9859	19. 9593	-4. 0	-1. 0	+0. 5	+3. 4	+5. 8	-1. 3	+2. 5	-5. 8	20. 3301
10874	下ヶ戸610	我孫子第二小学校				-4. 9	-1. 1	+0. 0	+3. 5	+7. 4	-2. 5	+2. 9	-6. 1	18. 8649
10875	中峠1323	湖北電話交換局	53. 1. 1	20. 2652	20. 2863	-4. 3	-0. 8	+0. 0	+3. 7	+7. 2	-2. 7	+2. 6	-5. 2	20. 1859
10876	新木1984	下新木青年館	51. 1. 1	19. 3138	19. 2814	-4. 1	+0. 1	-0. 6	+4. 1	+6. 2	-1. 7	+0. 7	-4. 0	19. 1869
10897	根戸1778-1	妙蓮寺	51. 1. 1	18. 8550	18. 8214	-4. 9	+0. 5	+0. 4	+3. 6	+5. 5	+1. 5	+1. 8	-5. 7	18. 7539
AB-2	久寺家451-1	中央学院大学	50. 1. 1	5. 4928	5. 2732	-3. 6	-1. 6	+0. 0	+2. 5	+5. 2	+1. 6	+2. 5	-8. 3	6. 5729
AB-3	我孫子1646	(財)電力中央研究所	50. 1. 1	19. 4828	19. 4501	-4. 2	-0. 1	+0. 4	+4. 1	+6. 6	-0. 4	+3. 0	-6. 0	19. 3767
AB-4	我孫子1858	我孫子市役所	50. 1. 1	20. 0563	20. 0232	-3. 3	-1. 5	+0. 7	+2. 5	+3. 8	-0. 3	+2. 5	-7. 0	19. 9445
AB-5	青山台2-31	青山台北公園	50. 1. 1	13. 8569	13. 8210	-3. 4	-1. 1	+0. 5	+3. 1	+6. 9	-0. 9	+2. 9	-6. 6	13. 7439
AB-6A	泉7	泉第2公園				-2. 8	-1. 0	-1. 6	+0. 9	+3. 1	-0. 2	+1. 6	-7. 0	7. 8551
AB-9	湖北台9-3-6	湖北台浄水場	54. 1. 1	19. 9874	19. 9583	-4. 9	+0. 3	-1. 0	+3. 1	+6. 4	-1. 8	+3. 2	-7. 7	19. 7672
AB-13	つくし野7-4-10	(個人宅) 付近	54. 1. 1	14. 2685	14. 2379	-4. 1	-0. 3	-0. 1	+4. 0	+6. 2	+0. 7	+2. 7	-7. 0	14. 1717
AB-14	久寺家1-13	久寺家あけぼの公園	55. 1. 1	9. 3142	9. 2848	-3. 4	-0. 9	+0. 0	+3. 0	+6. 7	+0. 4	+3. 0	-7. 3	9. 1985
AB-15	つくし野4-17-1	根戸小学校	55. 1. 1	7. 6867	7. 6576	-4. 3	-1. 8	-0. 9	+2. 0	+5. 0	+0. 4	+1. 6	-8. 3	7. 4565

令和6年（2024年）1月1日現在

(3) 法令等による揚水規制

地盤沈下の防止対策の主なものに地下水採取規制があり、この規制に関する法令には「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（ビル用水法）、「千葉県環境保全条例」等があります。

これらの法令は使用用途と地域指定が主な規制で、当市は千葉県環境保全条例に基づく地域指定をうけ、これにより揚水規制を行っています。

① 揚水規制の対象となる用途

- (ア) 工業
- (イ) 鉱業
- (ウ) 建築物用地下水（冷暖房、水洗便所、自動車や車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場）
- (エ) 農業
- (オ) 水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道
- (カ) 工業用水道事業
- (キ) 10ヘクタール以上のゴルフ場における散水

② 許可及び許可の基準

(ア) 指定地域内で規制の対象となる用途に使用する地下水を、吐出口の断面積が 6cm^2 （口径 27.6mm ）を超える揚水機（ポンプ）を用いて新たに汲み上げようとする場合には、知事の許可を受けなければなりません。

(イ) 知事は、規則で定める技術上の基準に適合している場合でなければ許可できません。当市における技術上の基準は井戸ストレーナーの位置が 250m 以深であり、かつ揚水施設の吐出口の断面積が 21cm^2 以下の場合です。

(ウ) 知事は、技術上の基準に適合していない場合であっても、他の水源を確保することができない場合は、条件を付して次の用途に限って許可できることになっています。

- ・工業及び鉱業の用途のうち、専ら防火その他保安に係るもの
- ・建築物用地下水のうち、水洗便所に係るもの
- ・農業の用途
- ・水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道の用途
- ・工業用水道事業の用途
- ・既設井戸の掘替えの場合で廃止した井戸に係る用途と同一のもの

③ 地下水揚水施設の許可等の状況

千葉県環境保全条例に基づく市内の揚水施設の許可状況（みなし井戸を含む）は、表4-2のとおりです。

表4-2 揚水施設の許可等の状況（千葉県環境保全条例 令和6年（2024年）3月31日現在）

区 分 \ 用 途	工業用	建築物用	水道用	農業用	その他	合計
19 cm^2 以上揚水施設	10	5	11	41	3	70
6 cm^2 超え揚水施設	8	2	2	8	0	20
許 可 件 数	18	7	13	49	3	90

④ 地下水揚水量の実態

市における地下水揚水量の経年変化は図4-4及び表4-3に示すとおりで、昭和53（1978）年
をピークにその後は減少傾向を示し、ここ数年はほぼ横ばい状況です。

また、令和5（2023）年度における用途別揚水量を見ると農業用が50.7%、水道用が41.6%
となっており、2つの用途で全体の9割以上を占めています。

（4）公害防止協定による規制

市では、大規模事業場と公害防止協定を締結し、事業場の緑地や樹木等の散水にあたっては雨
水や池水等の使用に努め、地下浸透を積極的に推進することにより地下水のかん養に努める等、
地下水の保全及び地盤沈下の防止を図っています。

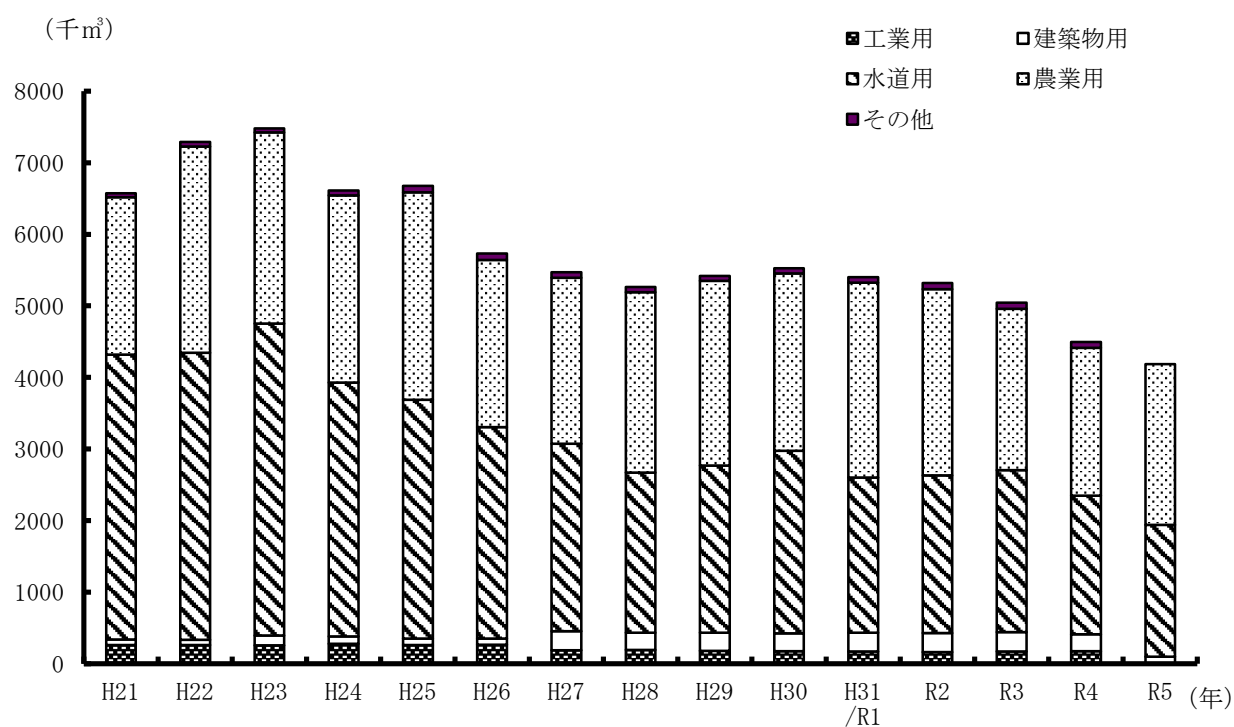


図4-4 用途別揚水量の経年変化

表4-3 用途別揚水量の内訳

(単位：千 m^3)

年度 用途	年 間 揚 水 量														
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
工 業 用	261	260	258	279	260	267	187	191	178	177	171	165	172	174	164
建 築 物 用	78	74	138	103	93	84	267	244	255	249	262	262	269	237	98
水 道 用	3,981	4,009	4,359	3,548	3,333	2,956	2,618	2,236	2,337	2,548	2,168	2,205	2,263	1939	1842
農 業 用	2,199	2,882	2,667	2,614	2,901	2,336	2,319	2,521	2,578	2,479	2,723	2,604	2,256	2064	2246
そ の 他	54	67	59	68	89	91	79	74	71	74	78	83	84	81	76
合 計	6,573	7,292	7,481	6,612	6,676	5,734	5,470	5,266	5,420	5,527	5,402	5,319	5,044	4496	4426